

第4回就労支援のあり方考える有識者会議

刑務所出所者等への就労支援

～ 女性の更生保護施設における就労支援 ～

1

更生保護法人 静修会 荒川寮

施設長 福田順子

2019/5/30

更生保護施設とは... (1)

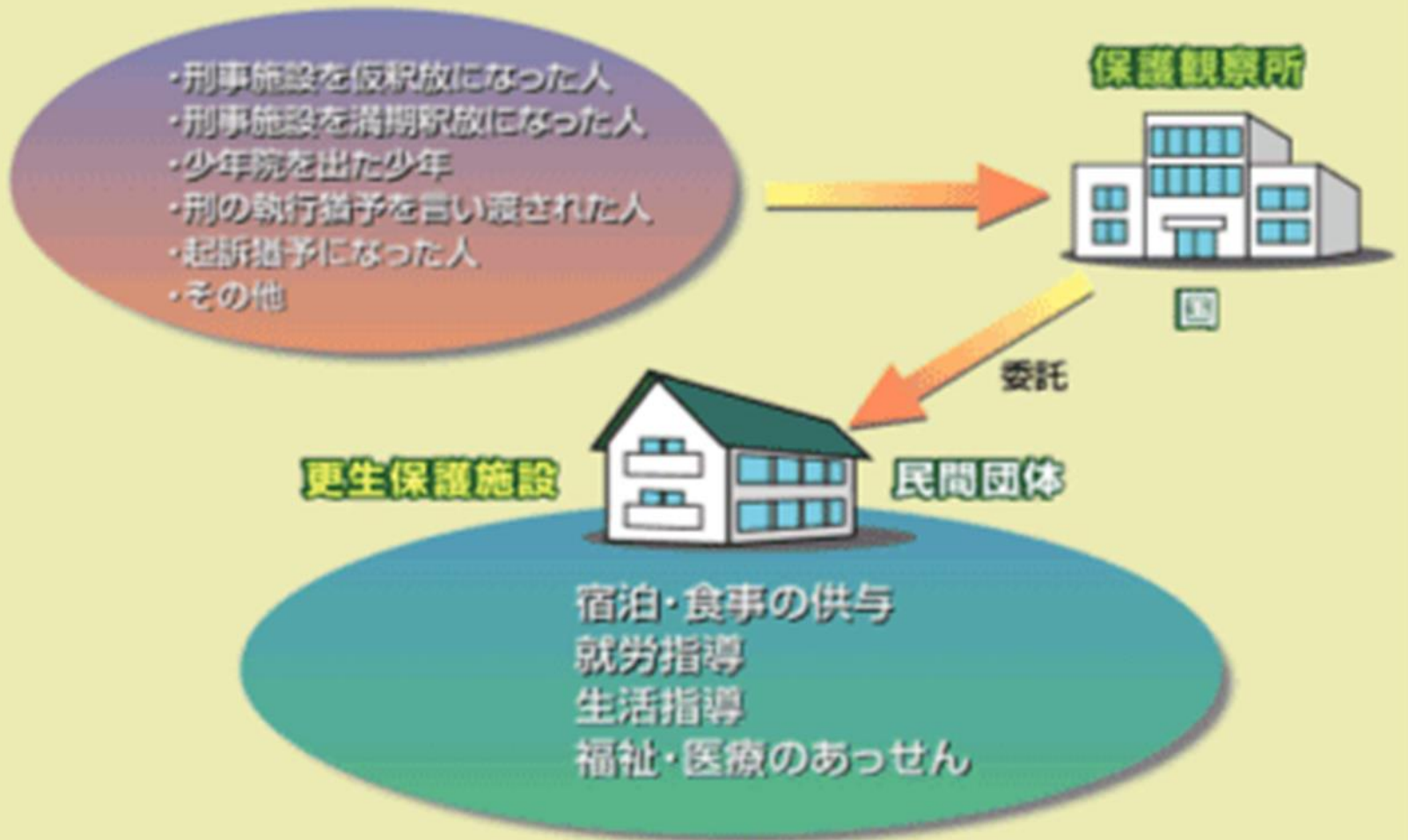
- 刑務所等から釈放された人などで身寄りがなかったり，社会生活上の問題があるなどの理由で，適当な住居がない人たちに対して，一定期間，宿泊場所や食事を提供するだけでなく，自立更生に必要な生活指導等を行うことにより，円滑な社会復帰を支援している。
- 明治期に民間篤志家が始めた免囚保護事業が更生保護施設のはじまり。

更生保護施設とは... (2)

- 現在、全国に103施設があり、すべて法務大臣の認可を受けた民間の施設。
更生保護施設においては、その実情等に
応じて、対人関係を円滑にするための
「SST（ソーシャルスキルトレーニング）」や、酒害・薬害教育プログラムなど
を行い、社会生活に適応するための専門的
な処遇に取り組んでいる。また、地域の住
民の方々との交流も大切にしている。

また、近年、高齢や障がいにより自立が
困難な入所者の円滑な社会復帰を促進する
ため福祉職員を配置した受入れ指定施設や、
薬物依存症者重点施設として、薬物専門職
員を配置する取組みが始められている。

更生保護施設に入るまで



出典：法務省ホームページ

刑務所出所者等の就労の現状

- 無職者の再犯率は、有職者の約3倍以上。

- 国の刑務所出所者等への支援施策の実施。

法務省（刑務所，保護観察所）・厚生労働省（ハローワーク）が連携。

矯正施設入所中の支援，出所後等の支援実施。（身元保証制度・トライアル雇用などで協力雇用主に奨励金支給など）

- 協力雇用主（犯罪などの前歴を理解した上で雇用し，更生に協力する民間事業主）の登録も増加。被雇用者数も増加傾向。

東京管内における就労支援

- 東京都刑務所出所者等就労支援事業協議会及び東京都刑務所出所者都等就労支援推進協議会の実施。
- 東京管内の矯正施設・保護観察所・更生保護施設。他に、東京都就労支援事業者機構・東京都更生保護就労支援事業所（就労支援員配置）・ハローワーク等関係機関が参加し情報共有等で連携。
- 都内ハローワーク（刑務所出所者等就職支援ナビゲーター配置所）
飯田橋，渋谷，新宿，池袋，足立，墨田，八王子，立川，町田，府中

更生保護法人 静修会 荒川寮について



東京の下町，荒川区にある女性専用の更生保護施設

(法務省保護局所管，法務大臣認可)

- 静修会は，昭和12年設立
- 昭和25年更生保護事業経営認可
- 平成8年更生保護事業法に基づき更生保護法人へ組織変更

- 荒川寮は，昭和60年開設

定員 20名

(成人15名 少年5名)

- 静修会は足立寮と2施設

(成人男性45名)

* 都内19施設のうち女性の更生保護施設は3ヶ所

入所者の現況について

- 年齢は20代から70代。平均年齢約50代前半。
- 刑務所を仮釈放中の保護観察対象者が大半，他は満期出所者など更生緊急保護対象者
- 窃盗事犯と覚せい剤事犯が約9割。その他詐欺・殺人など。
- 覚せい剤等後遺症，アルコール依存症，ギャンブル依存症，PTSD，うつ病，摂食障害，クレプトマニア，知的障害，発達障害の疑い，認知症の疑い，精神科通院（服薬管理）
- 入所期間は，約3ヶ月から6ヶ月。平均約90日
- 退所先は，アパート自立が約27%，知人・友人22% 親族20% 就業先4% 福祉施設2% 他

荒川寮における就労支援の状況

- 当施設では、矯正施設入所中から面接等で、本人の就労についての考えを確認する。
- 入所後すぐに、最寄のハローワークに登録し、身元を非開示で一般の就職活動、または身元を開示をして、保護観察所を通して就労支援事業所の就労支援員の支援を受けている。（身元開示しての就職が大半）
- 他に、当施設が独自に開拓した協力雇用主（おしぼり工場、レストラン、清掃等）へ就労困難者（高齢・障がい）も就職している。
- ほぼ入所者全員はパート等で就労。就労先は、工場、ホテルベッドメイク、マンション清掃、介護施設など。（入所後2日目から1ヶ月以内に就職。）

更生保護施設における就労支援の課題

生きづらさを抱えた彼女たちに必要な支援のために ...

○高齢者、アルコール薬物等依存の問題や窃盗などを繰り返す刑務所出所者等が増加。就労継続が困難。

- ・就労意欲があっても特に高齢者は就職先が少ない。
- ・就労支援と同時に、金銭管理・貯蓄指導も大切。

○退所先の住居の問題もあり、住込みや寮付きの就業先が少ない。

○協力雇用主は建設業などの求人が多い。特に女性を雇用する協力雇用主が限られている。（ダブルワーク希望）

○更生保護施設にいることなど身元を秘匿したがる。

○刑務所出所者等が住まいや仕事上で差別や排除されないように、地域社会に更生保護施設が正しく理解される必要がある。